（その１）

収支報告書

平成26 年分
（　　開催分）

（ふりがな）　しんじだいせいけいけんきゅうかい

1 政治団体の名称　新時代政経研究会

2 主たる事務所の所在地　千葉県市川市八幡2－16－20－203

（アパート・マンション名）

3 代表者の氏名　（姓）薗浦　（名）健太郎

4 会計責任者の氏名　（姓）仲田　（名）道治

事務担当者の氏名　（姓）高橋　（名）洋樹

（電話）047-318-1001

（電話）

（電話）

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項規定による政治団体
☐ 政党の支部	
☐ 政治資金団体	☑ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☑ 有	
☐ 無	
公職の種類	衆議院議員
（現職・候補者の別）	（現職）
資金管理団体の届出をした者の氏名	（姓）薗浦　（名）健太郎

国会議員関係政治団体の区分	
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体	
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	（姓）薗浦　（名）健太郎
公職の種類	衆議院議員
（現職・候補者の別）	（現職）
公職の候補者の氏名（２人目）	（姓）　（名）
公職の種類	
（現職・候補者の別）	
公職の候補者の氏名（３人目）	（姓）　（名）
公職の種類	
（現職・候補者の別）	

（下欄は選挙管理委員会が記載。政治団体は何も記載しないこと）

団体コード	年分	届出年月日	翌年への繰越金
3 6 4 5 8 0	2 6	2 7 0 5 2 9	~~7,448,869~~ 7,509,836

千葉県選挙管理委員会
27.5.29
千選管第　号

資金管理団体の指定の期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

(その2)

収支の状況

1　収支の総括表

収入総額	17975133 ~~17,9[illegible]166~~
（前年からの繰越額）	5054838 ~~4,99[illegible]871~~
（本年の収入額）	12,920,295
支出総額	10,465,297
翌年への繰越額	7509836 ~~7,4[illegible]869~~

2　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金額	
員数（党費又は会費を納入した人の数）	

(2) 寄附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金額	備考
(ア) 個人からの寄附	5,363,000	
（うち特定寄附）	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	2,047,295	
小計　(ア) ＋ (イ) ＋ (ウ)	7,410,295	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合計　（ア ＋ イ）	7,410,295	

H28-5-17 訂正　会計責任者　仲田道治 仲田

（その３）

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入

行番号	事業の種類	金額	備考
1	薗浦健太郎国政報告会	2,305,000	H26/6/22 （株）ﾌﾛｰﾗ西船 船橋市葛飾町2-345
2	薗浦健太郎浦安国政報告会	3,205,000	H26/9/29 （株）ﾌﾞﾗｲﾄﾝｺｰﾎﾟﾚｰｼｮﾝ 浦安市美浜区1-9-1
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	合計	5,510,000	

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1.個人	
行番号	寄附者の氏名(又は名称)	金　　額	年 月 日	住　　所　(又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備　　考
1	伊藤　太一	60,000	H26/1/1	市川市市川南4-4-41	会社役員	
2	小澤　善行	1,500,000	H26/4/3	岐阜県吾妻町1-10		
3	道上　進	500,000	H26/4/3	東京都大田区久が原2-13-11-405	会社役員	
4	百瀬　隆行	100,000	H26/5/15	神奈川県鎌倉市大船6-10-58	医師	
5	神崎　章	100,000	H26/8/18	山形県山形市青田5-13-7	会社役員	
6	能多　久美子	20,000	H26/10/9	市川市南大野1-46-1-113	無職	
7	油井　健一	1,500,000	H26/12/2	東京都中央区佃2-11-6-3202	会社役員	
8	油井　ひろ子	1,500,000	H26/12/2	東京都江戸川区東葛西6-25-17	会社役員	
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の寄附	83,000				
	合　　計	5,363,000				

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	3.政治団体	
行番号	寄附者の氏名（又は名称）	金　　額	年 月 日	住　　所　（又は所在地）	職業（又は代表者の氏名）	備　　考
1	自由民主党千葉県第五選挙区支部	47,295	H26/12/31	市川市八幡2-16-20-203	薗浦　健太郎	水道光熱費無償提供
2	為公会	1,000,000	H26/6/26	東京都千代田区平河町2-5-5 全国旅館会館3階	麻生　太郎	
3	為公会	1,000,000	H26/11/21	東京都千代田区平河町2-5-5 全国旅館会館3階	麻生　太郎	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
	その他の寄附					
	合　　計	2,047,295				

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	4,815,000		
(2) 光熱水費			
(3) 備品・消耗品費	247,370		
(4) 事務所費	1,101,312		
小計	6,163,682	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	0		
(2) 選挙関係費	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	4,254,320	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0		
イ 宣伝事業費	0		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	4,254,320		
エ その他の事業費	0		
(4) 調査研究費	0		
(5) 寄附・交付金	0		
(6) その他の経費	47,295		
小計	4,301,615	0	
合計	10,465,297		

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
1	国政報告ハガキ印刷代	75,816	H26/5/28	㈱オフィスティースカイ	市川市塩焼3-4-21	
2	胸章	11,228	H26/6/20	シモジマ浅草橋5号館	東京都台東区浅草橋1-30-10	
3	国政報告封筒封代	158,220	H26/8/5	㈱アップス	浦安市海楽1-13-34	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
	その他の支出	2,106				
	合計	247,370				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		４．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
1	資料作成助言業務に係る手数料	108,000	H26/6/17	(株)メディア・エス	市川市市川1-12-22 市川ｻｰｸﾙﾋﾞﾙ6階	
2	事務所賃借料	18,270	H26/1/31	(有)山崎ビル	市川市八幡2-16-20	
3	事務所賃借料	18,270	H26/2/28	(有)山崎ビル	市川市八幡2-16-20	
4	事務所賃借料	18,792	H26/3/31	(有)山崎ビル	市川市八幡2-16-20	
5	事務所賃借料	18,792	H26/4/30	(有)山崎ビル	市川市八幡2-16-20	
6	事務所賃借料	18,792	H26/5/30	(有)山崎ビル	市川市八幡2-16-20	
7	事務所賃借料	18,792	H26/6/30	(有)山崎ビル	市川市八幡2-16-20	
8	事務所賃借料	18,792	H26/7/31	(有)山崎ビル	市川市八幡2-16-20	
9	事務所賃借料	18,792	H26/8/29	(有)山崎ビル	市川市八幡2-16-20	
10	事務所賃借料	18,792	H26/9/30	(有)山崎ビル	市川市八幡2-16-20	
11	事務所賃借料	18,792	H26/10/31	(有)山崎ビル	市川市八幡2-16-20	
12	事務所賃借料	18,792	H26/11/28	(有)山崎ビル	市川市八幡2-16-20	
13	事務所賃借料	18,792	H26/12/26	(有)山崎ビル	市川市八幡2-16-20	
14	別納郵便代	312,000	H26/5/29	日本郵便(株)	東京都千代田区霞が関1-3-2	
15	別納郵便代	309,972	H26/5/29	日本郵便(株)	東京都千代田区霞が関1-3-2	
16	別納郵便代	146,880	H26/8/5	日本郵便(株)	東京都千代田区霞が関1-3-2	
	その他の支出					
	合計	1,101,312				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		5．政治資金パーティー開催事業費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
1	会場使用料	2,254,320	H26/9/29	(株)ブライトンコーポレーション	浦安市美浜1-9-1	
2	会場使用料	2,000,000	H26/6/22	(株)フローラ西船	船橋市葛飾町2-345	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
	その他の支出					
	合計	4,254,320				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分		9．その他の経費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
1	金銭以外のものによる寄附相当分	47,295	H26/12/31	自由民主党千葉県第五選挙区支部	市川市八幡2-16-20-203	水道光熱費無償提供
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出					
	合計	47,295				

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（その20）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

政治団体の名称　新時代政経研究会

会計責任者の氏名　仲田　　道治　　仲田

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

平成27年5月25日

新時代政経研究会
代表　菌浦　健太郎　殿

登録政治資金監査人　白土英成
登録番号　第８５０号
研修修了年月日　平成21年4月21日

1　監査の概要

（1）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、新時代政経研究会の平成26年1月1日から平成26年12月31日までの法第１２条第１項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）この政治資金監査は、新時代政経研究会において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。

（2）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3　業務制限

新時代政経研究会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、新時代政経研究会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上